

総社市訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程等の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第1条 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
市民生活部	1 自治組織等への支援 に関すること。 2 市民運動の啓発推進 及びコミュニティに関 すること。 3 まちづくり協議会に 関する重要なこと。 4 人権啓発事業の企画 立案及び連絡調整に関 すること。 5 住宅新築資金等貸付	市民課	1 戸籍及び住民基本台帳に関す る諸届書の受理及び転出証明書 の発行等の処理に関すること。 2 個人番号の通知及び個人番号 カードの交付等に関すること。 3 公的個人認証サービスに関す ること。 4 戸籍及び住民票の謄抄本の交 付に関すること。 5 外国人住民の在留管理に関す	市民生活部	1 自治組織等への支援 に関すること。 2 市民運動の啓発推進 及びコミュニティに関 すること。 3 まちづくり協議会に 関する重要なこと。 4 人権啓発事業の企画 立案及び連絡調整に関 すること。 5 住宅新築資金等貸付	市民課	1 戸籍及び住民基本台帳に関す る諸届書の受理及び転出証明書 の発行等の処理に関すること。 2 個人番号の通知及び個人番号 カードの交付等に関すること。 3 公的個人認証サービスに関す ること。 4 戸籍及び住民票の謄抄本の交 付に関すること。 5 外国人住民の在留管理に関す

改正後				改正前			
	<p>金及び生活改善資金の償還に関する事。</p> <p>6 生活交通体系の確保に関する事。</p> <p>7 交通安全運動の啓発推進に関する事。</p> <p>8 住居表示の啓発及び実施に関する事。</p>		<p>ること。</p> <p>6 印鑑の登録事務に関する事。</p> <p>7 旅券の発給に関する事。</p>		<p>金及び生活改善資金の償還に関する事。</p> <p>6 生活交通体系の確保に関する事。</p> <p>7 交通安全運動の啓発推進に関する事。</p> <p>8 住居表示の啓発及び実施に関する事。</p>		<p>ること。</p> <p>6 印鑑の登録事務に関する事。</p> <p>7 旅券の発給に関する事。</p>
文化スポーツ部		スポーツ振興課	<p>1 体育、レクリエーションに関する定例又は軽易な行事、講習会、研究会等に関する事。</p> <p>2 体育、レクリエーション関係諸機関及び団体との連絡に関する事。</p>				
		生涯学習課	<p>1 社会教育に関する定例又は軽易な行事、講習会、研究会等に関する事。</p> <p>2 社会教育関係諸機関及び団体との連絡に関する事。</p>				
		文化芸術課	<p>1 文化、芸術に関する軽易な行事、講習会、研究会等に関する事。</p> <p>2 文化、芸術関係諸機関及び団体との連絡に関する事。</p> <p>3 勤労青少年ホームに関する関係諸機関及び団体との連絡に関する事。</p>				
略				略			
産業部	<p>1 農林水産業振興の指導及び計画に関する事。</p> <p>2 農業振興地域整備計</p>	略		産業部	<p>1 農林水産業振興の指導及び計画に関する事。</p> <p>2 農業振興地域整備計</p>	略	
		観光プロジェクト課	<p>1 観光資源の調査に関する事。</p> <p>2 観光施設等の維持管理に關す</p>			観光プロジェクト課	<p>1 観光資源の調査に関する事。</p> <p>2 観光施設等の維持管理に關す</p>

改正後		改正前	
<p>面の軽微な変更に関する こと。</p> <p>3 主要食糧の生産、需給 計画及び予約売渡しに 関すること。</p> <p>4 治山及び植林の計画 に関すること。</p> <p>5 農林業土木事業に係 る建設工事の計画に関 すること。</p> <p>6 商工業振興及び観光 の計画に関すること。</p> <p>7 商店街商工組合の設 立の認可及び解散等の 命令に関すること。</p> <p>8 勤労者の福祉増進に 関すること。</p> <p>9 企業の誘致及び立地 に関すること。</p> <p>10 <u>市指定重要文化財に 係る届出及び現状変更 に関すること。(軽易な ものを除く。)</u></p> <p>11 <u>開発事業に係る埋蔵 文化財の取扱い及び調 整に関すること。(1,000 m²以上)</u></p>	<p>ること。</p> <p>3 観光の宣伝及び観光客の誘致 に関すること。</p> <p>4 関係団体との連絡調整に関す ること。</p> <p>5 高間キャンプ場の使用許可に 関すること。</p> <p>6 <u>市指定重要文化財に係る届出 及び現状変更に関すること。(軽 易なものに限る。)</u></p> <p>7 <u>文化財の取扱い及び調整・連 絡に関すること。</u></p> <p>8 <u>文化財に関する軽易な行事、 講習会、研究会等に関すること。</u></p> <p>9 <u>開発事業に係る埋蔵文化財の 取扱い及び調整に関すること。 (1,000m²未満)</u></p>	<p>面の軽微な変更に関する こと。</p> <p>3 主要食糧の生産、需給 計画及び予約売渡しに 関すること。</p> <p>4 治山及び植林の計画 に関すること。</p> <p>5 農林業土木事業に係 る建設工事の計画に関 すること。</p> <p>6 商工業振興及び観光 の計画に関すること。</p> <p>7 商店街商工組合の設 立の認可及び解散等の 命令に関すること。</p> <p>8 勤労者の福祉増進に 関すること。</p> <p>9 企業の誘致及び立地 に関すること。</p>	<p>ること。</p> <p>3 観光の宣伝及び観光客の誘致 に関すること。</p> <p>4 関係団体との連絡調整に関す ること。</p> <p>5 高間キャンプ場の使用許可に 関すること。</p>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

(総社市防災行政無線の管理及び運用に関する規程の一部改正)

第2条 総社市防災行政無線の管理及び運用に関する規程(平成17年総社市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(無線局責任者の指定) 第3条 無線局責任者は、次のとおりとする。 (1) 管理責任者 <u>政策監</u> (2) 略 2及び3 略</p>	<p>(無線局責任者の指定) 第3条 無線局責任者は、次のとおりとする。 (1) 管理責任者 <u>総務部長</u> (2) 略 2及び3 略</p>

(総社市職員職名規程の一部改正)

第3条 総社市職員職名規程(平成17年総社市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 部長, 参与, 検査参与, 次長, 館長, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長, 課(室)長代理, 主幹, <u>社会教育主幹</u>, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長補佐, 係長, 主査, 主任, 主事, <u>社会教育主事</u>, 社会福祉士, 技師, 保育士, 保健師, 作業療法士, 理学療法士, 看護師, 栄養士, 生活相談員, 支援員, 自動車運転手, 業務員, <u>学芸員</u>, <u>司書及び調理員</u></p>	<p>(職員の職) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 部長, 参与, 検査参与, 次長, 館長, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長, 課(室)長代理, 主幹, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長補佐, 係長, 主査, 主任, 主事, 社会福祉士, 技師, 保育士, 保健師, 作業療法士, 理学療法士, 看護師, 栄養士, 生活相談員, 支援員, 自動車運転手, 業務員及び調理員</p>

(総社市自動車事故等処理規程の一部改正)

第4条 総社市自動車事故等処理規程(平成17年総社市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前

<p>(委員)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>文化スポーツ部長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

(総社市職員表彰規程の一部改正)

第5条 総社市職員表彰規程（平成17年総社市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査員は、総合政策部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査員は、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p>

(総社市指名選定及び契約審査委員会規程の一部改正)

第6条 総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p>	<p>(組織) 第3条 略 2 略 3 委員は、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。